

緑地協定

緑地協定制度は、住民の方が主体となって、守るべきまちの緑や、宅地における緑の配置を住民同士で取り決め、緑豊かな潤いのあるまちづくりを進めるためのものです。

制度の概要

都市緑地法(第45条・第54条)に基づく制度で、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結します。また、協定を締結した後において、当該区域内の所有者等になった者に対してもその効力が及びます。

◎緑地協定の種類

緑地協定には2つの種類があります。

①都市緑地法第45条に基づく協定(全員協定)

既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結し、市長の認可を受けるもの。

②都市緑地法第54条に基づく協定(一人協定)

開発事業者が分譲前に市長の認可を受けて定めるもの。

認可から3年以内に複数の土地の所有者等が存在することになったときから効力を発揮します。

◎緑地協定の締結者になれる人

- ・土地の所有者
- ・土地の借地権者(地上権又は賃借権を有する者)
- ・土地区画整理事業の仮換地の使用収益権者

◎緑地協定の対象区域 : 都市計画区域内

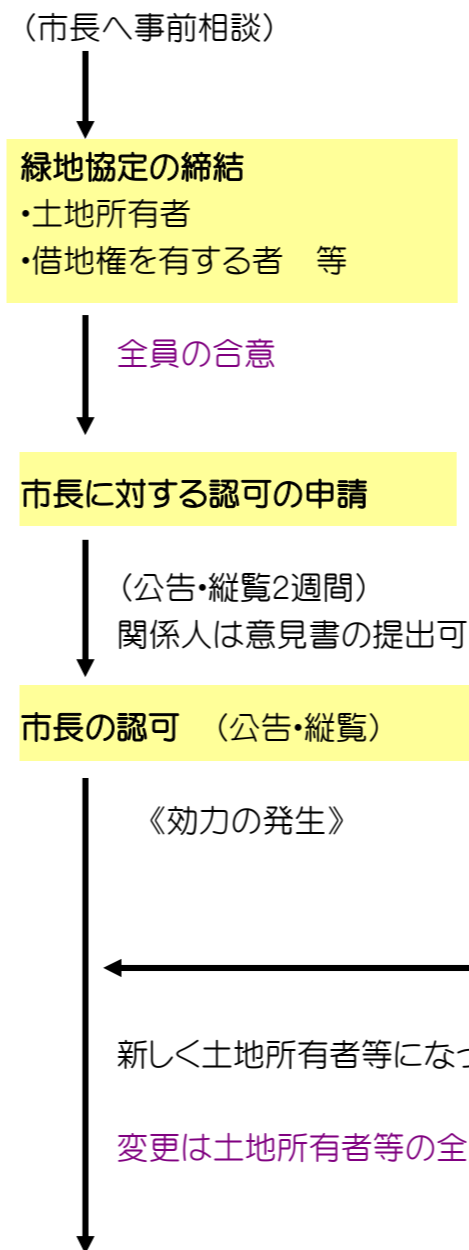
◎緑地協定の内容

緑地協定で定める内容は以下のとおりです。

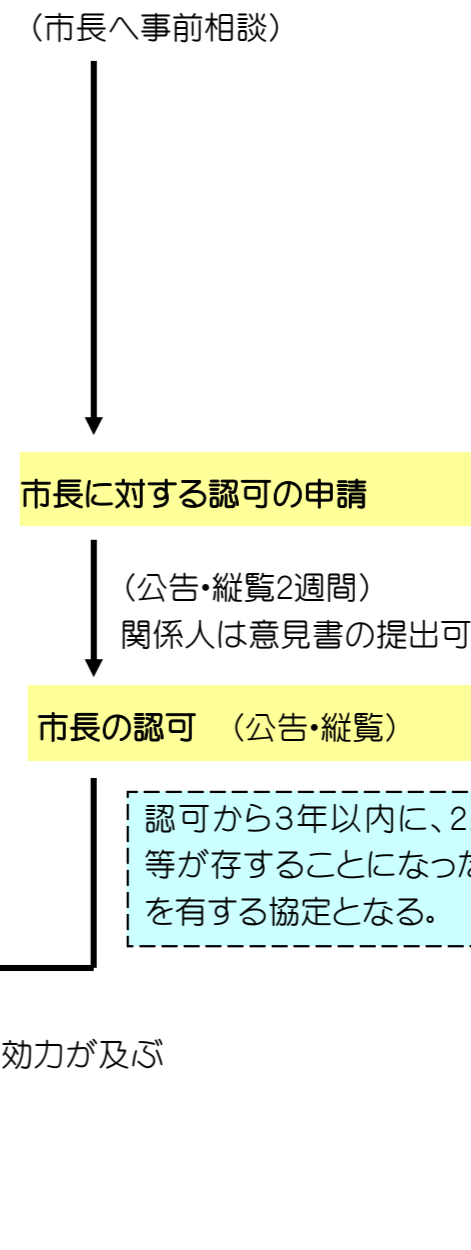
- ◆緑地協定の目的となる土地の区域
- ◆緑地協定の有効期間(5年以上30年未満)
- ◆緑地協定に違反した場合の措置
- ◆次に示す緑化に関する事項のうち必要なもの
 - ・保全又は植栽する樹木等の種類
 - ・保全又は植栽する樹木等の場所
 - ・保全又は設置する垣又はさくの構造
 - ・保全又は植栽する樹木等の管理に関する事項
 - ・その他緑地の保全又は緑化に関する事項

協定締結の流れ

①第45条に基づく場合(全員協定)



②第54条に基づく場合(一人協定)



【廃止の場合】

